こととなる可能性があること。

b)　災害区域においては、周波数の調整、共用及び周波数の再利用を始めとする、緊急の周波数管理活動を行う決定的な要請が存在していること。

c)　緊急及び災害救援のための国内の周波数計画では、他の関連する主管庁との協力及び二国間での協議の必要性を考慮に入れることが望ましく、そうした協力や協議は、周波数の調和、災害救援及び緊急計画に関連して合意された周波数管理の指針によって促進することができること。

d)　災害時には、無線通信の施設が破壊されたり、機能を喪失したりする可能性があり、国内の規制当局が、救援活動のための無線システムの配備のために必要な周波数管理を行うことができなくなる可能性があること。

e)　個々の主管庁が機器を運用するに当たって利用可能な周波数を特定しておくことは、特に国内、地域内及び越境する緊急事態及び災害救援活動において、相互協力及び協議を行うことで相互運用性及び／又は相互作業を容易とし得ること。

以下を更に了知し、

a)　人道的な活動を促進させるために、災害救援機関及び組織には、現在及び将来の無線通信の利用において、柔軟性が与えられなければならないこと。

b)　緊急及び災害救援のための国内の周波数計画に関して最新の情報を得ることができることは、主管庁、災害救援機関及び組織の利益になること。

以下を考慮に入れ、

a)　緊急事態において地上及び宇宙業務に使用される利用可能な周波数／周波数帯に関するデータベース並びに提出用データ書式の確立に向けた準備段階に関するBR回章CR/281（2008年３月13日）、BR回章CR/283（2008年５月６日）及びその改正版第１（2008年５月13日）、BR回章CR/288（2008年７月17日）並びにBR回章CR/291（2008年10月９日）

b)　BR回章CR/323（2011年３月31日）によって、無線通信局は、地上及び宇宙の両方の業務に関して、限定された情報のみを受領したことを全ての主管庁に通知したこと。

以下を決議し、

1　緊急及び災害救援のために使用可能な周波数帯を、できるだけ速やかに無線通信局に伝えるよう、主管庁に対し奨励すること。

2　災害救援のための人道的支援介入の最初期の段階において使用可能な周波数を保持することの重要性を主管庁に対し繰り返すこと。

以下を無線通信局長に指示し、

1　決議第646（WRC-12、改）に掲げられているものだけに限らない、緊急時の利用に現在使用可能な周波数のデータベース[3]を維持すること及び適切な一覧表を発行することにより構成国の緊急通信に関する準備活動を、ITU-R決議第53を考慮しつつ、継続して支援すること。

2　災害状況のために策定された運用手続に従ってデータベースを維持し、それに対する、主管庁、国内の規制当局、災害救援機関及び組織、特に国際連合緊急援助調整官によるオンラインでの接続を促進させること。

3　災害状況の発生時に使用するための標準的な運用手続と、関連の周波数管理実務手順の策定と普及について、国際連合人道問題調整部及び適切な場合にはその他の組織と協働すること。

4　ITUの他の二つの部門と事務総局の全ての関連する活動を考慮すること。

5　本決議の進捗状況に関し、今後の世界無線通信会議に報告すること。

以下をITU-Rに要請し、

緊急及び災害救援活動で適用することができる適切な周波数監理指針の確立を支援するために、必要かつ緊急の課題として研究を行うこと。

以下を電気通信標準化局長及び電気通信開発局長に要請し、

矛盾のない首尾一貫した方策が、緊急及び災害状況に対応する戦略の策定において採択されるよう、無線通信局長と密接に協力すること。

以下を主管庁に要請する。

1　ITU-R決議第53を考慮し、上述する緊急通信に関する準備活動に参加し、緊急及び災害救援無線通信のための国内の周波数の割当て及び周波数管理実務に係る関連情報を無線通信局に提供すること。

2　上記で要求されている情報に対するそれぞれの時点でのいかなる変更についても、無線通信局に通知することによって、データベースを現行化された状態に保つことを支援すること。

[1]「緊急及び災害救援無線通信」の用語は、人命、健康、財産又は環境に対し重大かつ広範な脅威をもたらす社会機能の深刻な混乱に際し、これに対応する機関及び組織が使用する無線通信のことを指し、その混乱は事故、自然現象又は人的活動を原因とするものか否か、また突然又は複雑かつ長期間の過程を経て生ずるものか否かを問わない。

[2]　しかし、多くの国はタンペレ条約を批准していない。

[3]　データベースへは、http://www.itu.int/ITU-R/go/res647で接続できる。

追　　決議第648（WRC-12）　ブロードバンド公共保護及び災害救援を支えるための研究

世界無線通信会議（2012年ジュネーブ）は、

以下を考慮し、

a)　決議第646（WRC-12、改）が、地域における調和のとれた周波数帯の実現を目的に、公共保護及び災害救援（PPDR）施策のための地域単位で特定された周波数帯を検討するよう、主管庁に推奨したこと。

b)　PPDR活動の運用要件の想定が2003年以来、変化してきていること。

c)　日常的な出来事に加え、自然災害及び人災双方へのより効率的及び効果的な対応を可能とするべく、公共保護要件としてのPPDRアプリケーションの世界的な開発と高度化への要求が2003年以来大きな高まりを見せていること。

d)　リアルタイム移動映像を含めたブロードバンド移動公共保護アプリケーション及び保安用アプリケーションのためのデータトラヒック要求が大幅に伸びており、この傾向は世界的規模で拡大し続けるであろうこと。

e)　これらの需要がブロードバンドPPDR技術とアプリケーションの開発の契機となっていること。

f)　地域的又は世界的に調和のとれたPPDR用周波数帯には、以下の利点があること。